

事 務 連 絡  
令和 3 年 8 月 2 日

地方厚生(支)局  
保険年金(企業年金)課 宛て

厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課

確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う「確定給付企業年金規約例」の一部改正について

確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第135号)が本日公布され、令和3年9月1日に施行されることとされた。

これに伴い、「確定給付企業年金規約例」を別添のとおり改正することとしたので、貴管下の確定給付企業年金の実施事業所の事業主及び企業年金基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

確定給付企業年金規約例  
新旧対照表

網掛部分が改正箇所

新				旧			
確定給付企業年金規約例 第1～第4 (略)				確定給付企業年金規約例 第1～第4 (略)			
規約型確定給付企業年金規約例	企業年金基金規約例	趣旨	留意事項	規約型確定給付企業年金規約例	企業年金基金規約例	趣旨	留意事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<b>第4章 給付</b>	<b>第6章 給付</b>			<b>第4章 給付</b>	<b>第6章 給付</b>		
<b>第1節 通則</b>	<b>第1節 通則</b>			<b>第1節 通則</b>	<b>第1節 通則</b>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(調整率) [第12条の2] 調整率は、各事業年度について、次のとおり定められるものとする。 一～三 (略) 2 (略) [3 実施事業所を減少させる場合で、当該減少に伴い当該リスク分担型企業年金の積立割合(規則第25条の2第2項に規定する積立割合をいう。以下同じ。)、調整率は超過比率(規則第25条の2第2項に規定する超過	(調整率) [第48条の2] (同左)		(略)	(調整率) [第12条の2] 調整率は、各事業年度について、次のとおり定められるものとする。 一～三 (略) 2 (略) [3 実施事業所を減少させる場合で、当該減少に伴い当該リスク分担型企業年金の積立割合(規則第25条の2第2項に規定する積立割合をいう。以下同じ。)が減少すると見込まれるときには、前2項の規定に関わらず、積立割合	(調整率) [第48条の2] (同左)		(略)

<p>比率をいう。以下同じ。)が減少すると見込まれるときには、前2項の規定に関わらず、積立割合、調整率又は超過比率が減少しないよう、当該実施事業所の減少に伴い資格を喪失する加入者に係る調整率を定めるものとする。]</p>				<p>が減少しないよう、当該実施事業所の減少に伴い資格を喪失する加入者に係る調整率を定めるものとする。]</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>第7章 積立金の運用</p>	<p>第9章 積立金の運用</p>			<p>第7章 積立金の運用</p>	<p>第9章 積立金の運用</p>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(代替例) 規則第84条の2第1項第1号の方法により加入者の意見を聴く場合 第55条 (略) 2～5 (略)</p>	<p>(代替例1) 規則第84条の2第1項第1号の方法により加入者の意見を聴く場合 第91条 (同左) 2～5 (同左)</p>		<p>○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ リスク分担型企業年金の場合、調整率及び超過比率に係る情報について、第3項第4号と同様に、加入者の代表者から求めがあった場合は開示すること。</p>	<p>(代替例) 規則第84条の2第1項第1号の方法により加入者の意見を聴く場合 第55条 (略) 2～5 (略)</p>	<p>(代替例1) 規則第84条の2第1項第1号の方法により加入者の意見を聴く場合 第91条 (同左) 2～5 (同左)</p>		<p>○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) (新設)</p>
	<p>(代替例2) 規則第84条の2第1項第2号の方法によ</p>		<p>○ (略) ○ (略) ○ リスク分担</p>		<p>(代替例2) 規則第84条の2第1項第2号の方法によ</p>		<p>○ (略) ○ (略) (新設)</p>

	り加入者の意見を聴く場合 第91条 (略) 2～5 (略)		型企業年金の場合は、調整率及び超過比率に係る情報について、第3項第3号と同様に、代議員から求めがあった場合は開示すること。		り加入者の意見を聴く場合 第91条 (略) 2～5 (略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第10章 雑則	第13章 雑則			第10章 雑則	第13章 雑則		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(代替例) リスク分担型企業年金の場合 第90条 (略) 一～七 (略) 八 調整率に関する次に掲げる事項 イ・ロ (略) ハ 規則第25条の2第2項に規定する超過比率の状況 ニ その他調整率に重要な影響を与えると認められる事項 九 (略) 2・3 (略)	(代替例) リスク分担型企業年金の場合 第127条 (略) 一～七 (略) 八 調整率に関する次に掲げる事項 イ・ロ (略) ハ 規則第25条の2第2項に規定する超過比率の状況 ニ その他調整率に重要な影響を与えると認められる事項 九 (略) 2・3 (略)		(略)	(代替例) リスク分担型企業年金の場合 第90条 (略) 一～七 (略) 八 調整率に関する次に掲げる事項 イ・ロ (略) (新設) ハ その他調整率に重要な影響を与えると認められる事項 九 (略) 2・3 (略)	(代替例) リスク分担型企業年金の場合 第127条 (略) 一～七 (略) 八 調整率に関する次に掲げる事項 イ・ロ (略) (新設) ハ その他調整率に重要な影響を与えると認められる事項 九 (略) 2・3 (略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(代替例3) リスク	(代替例3) リスク		○ 実際に本代	(代替例3) リスク	(代替例3) リスク		○ 実際に本代

<p>分担型企業年金の場合において、分割により積立割合、調整率又は超過比率が減少することが見込まれる場合</p> <p>第95条 1・2（略）</p> <p>3 第1項の当該権利義務移転等を行う者に係る積立金の額は、第2項の規定による積立金の額を移換したならば本制度における規則第25条の2第2項に規定する積立割合、調整率又は規則第25条の2第2項に規定する超過比率が減少することが見込まれる場合にあつては、前項の規定に関わらず、第2項の規定による積立金の額に、本制度における規則第25条の2第2項に規定する積立割合、調整率又は規則第25条の2第2項に規定する超過比率が減少しないように一定の率を乗じた額とする。</p>	<p>分担型企業年金の場合において、分割により積立割合、調整率又は超過比率が減少することが見込まれる場合</p> <p>第132条（同左）</p>		<p>替例の規定を適用する際には、権利義務移転等を行う者の範囲や積立金の額に乗じることとなる具体的な調整率を規約に定める必要があること。</p>	<p>分担型企業年金の場合において、分割により積立割合が減少することが見込まれる場合</p> <p>第95条 1・2（略）</p> <p>3 第1項の当該権利義務移転等を行う者に係る積立金の額は、第2項の規定による積立金の額を移換したならば本制度における規則第25条の2第2項に規定する積立割合が減少することが見込まれる場合にあつては、前項の規定に関わらず、第2項の規定による積立金の額に、本制度における法第25条の2第2項に規定する積立割合が減少しないように一定の率を乗じた額とする。</p>	<p>分担型企業年金の場合において、分割により積立割合が減少することが見込まれる場合</p> <p>第132条（同左）</p>		<p>替例の規定を適用する際には、権利義務移転等を行う者の範囲や積立金の額に乗じることとなる具体的な調整率を規約に定める必要があること。</p>
--	---	--	--	---	---	--	--

| (略) |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|     |     |     |     |     |     |     |     |